

大和市における参加、協働に関する条例等の制度について

大和市では、参加の理念や協働の仕組みなどを総合的に定めた条例等の制度はありませんが、公園ワークショップなど個別の施策レベルでの参加は既に定着しており、その流れを受けて、街づくりや環境の分野において協働の仕組みを定めた条例が制定されています。

また、情報公開条例や審議会等の公開や委員公募に関する制度化が進むとともに、総合計画や行政改革大綱などの政策や行政運営に関する基本的な計画・方針において、参加や協働の考え方が重要な柱となっています。

さらに、大和市はインターネットを活用した計画情報の提供や意見収集をいち早く実施してきましたが、現在では、IT先進市として地域情報化の取り組みが進み、どこでもコミュニティをはじめとしたネットワークを活用した参加・交流のシステムが稼働しています。

以下、参加、協働に関する主な制度や行政支援の内容です。

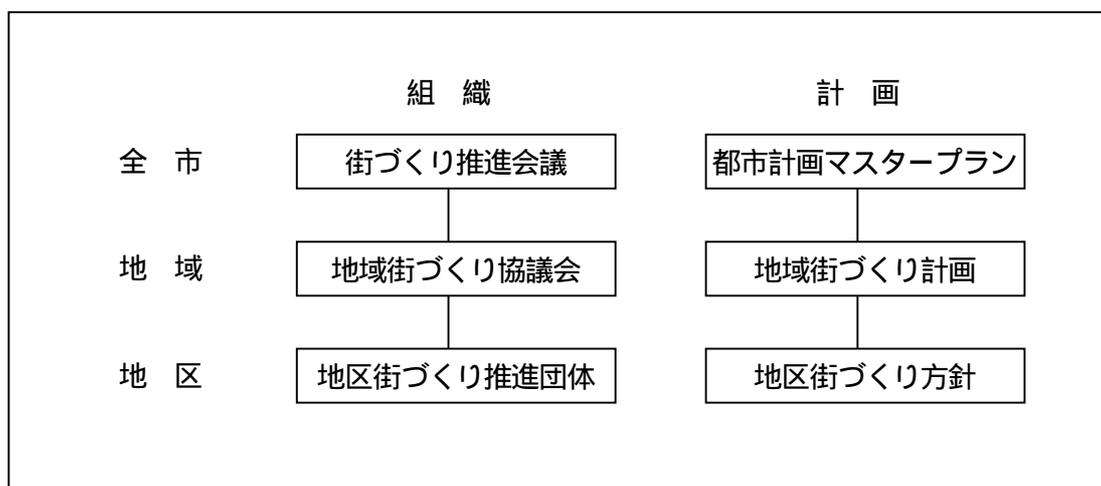
全体の流れは【資料1：市民活動関連の主要計画・関連施策等の経過】参照

協働の仕組みを定めている条例（分野別）

1. 大和市みんなの街づくり条例

- ・ H10.3 公布 H11.4 全面施行
- ・ 都市計画マスタープラン実現（街のルール化）のための理念と仕組みを定める。
- ・ 都市マス（H9.3 基本計画） 条例 施行規則 運用に関する要綱
- ・ 協働の街づくりの仕組み

市民の自主的な街づくりのために次の仕組みが定められており、認定や登録も進んできている。詳細は、【資料2：大和市みんなの街づくり条例のガイド】参照。



地域街づくり協議会の認定 《1件》

* 相模大塚まちづくり協議会（認定：12.6.28）

地区街づくり推進団体の登録 《2件》

* 千本桜街づくり委員会（登録：11.6.14）

* 南林間南一条通り商店街街づくり委員会（登録：11.6.18）

地区街づくり方針の認定 《1件》

* 千本桜地区街づくり構想（認定：11.7.14）

街づくり協定の認定 《1件》

* 南林間南一条通り商店街街づくり協定（認定：11.7.14）

・街づくりへの支援

条例に基づき、体系的な支援が行われている。【ガイド P.11,12 参照】

* 地域街づくり協議会への運営費・活動費助成

* 地区街づくり推進団体への助成（2年を限度）：会合費、印刷費、通信費等

* 情報の提供（街づくりサロン、街づくりフォーラム等）

* 学習への支援（街づくり学校等）

* 街づくり専門家の派遣 等

2．大和市環境を守り育てる基本条例

・ H9.12 公布、H10.2 施行 【資料3：大和市環境を守り育てる基本条例】

・ 環境の保全・創造に関する基本理念、市民・事業者・市の責務、環境基本計画、推進体制等に関する基本的事項を定める。

・ 条例（環境政策の大枠） 基本計画（H11.3 基本方針） 配慮指針（H12.2 具体的指針）

・ 4つの基本理念の1つとして、「環境の保全と創造は、市民、事業者、市がそれぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に「協働」して行っていく」という点が明示され、基本計画や配慮指針の策定や進行管理の基本となっている。

情報公開、審議会等の公開・委員公募

3．大和市情報公開条例

・ H12.9 公布、H13.4 施行 【資料4：大和市情報公開条例】

・ 「大和市公文書公開条例」を全部改正

・ 目的に「市民の知る権利」「市政を市民に説明する責務」を明記

・ 公開請求の行政文書の定義を広くするとともに、請求権者の制限を設けないなど、積極

的な情報公開の制度化を行った。

4．大和市審議会等の公開に関する要綱

- ・ H13.4 施行 【資料5：大和市審議会等の公開に関する要綱】
- ・ 会議開催の事前案内、傍聴、会議録の閲覧など、審議会や懇話会等の会議の公開について、原則公開のもと統一的なルールを定める。
- ・ 39の審議会等について一覧を作成している。(13.5.7 現在)

5．大和市審議会等の委員公募要綱

- ・ H13.4 施行 【資料6：大和市審議会等の委員公募要綱】
- ・ 審議会や懇話会等の公募に関して、委員の数、方法、応募資格等の統一基準を定める。

地域情報化関連

6．インターネットを活用した情報提供・収集

- ・ 都市計画マスタープラン（H6～8）の策定過程をインターネットで公開
- ・ その後、みんなの街づくり条例や総合計画などの条例や計画づくりにも活用されている。
- ・ H11.12 月からは、市民電子会議室「どこでもコミュニティ」がスタートし、ネットワーク上での参加、交流が進んでいる。

市の事業への参加

7．市民活動関連の参加型事業

- ・ 市が行った市民活動関連の参加型事業は約220事業（22課）で、参加人数（延べ）は約11万人（H11年度実績）
- ・ 総合計画に基づき、毎年予算化（条例等による参加型事業の位置付けなし。市主催事業保険の対象事業調査のなかで、関連課からの報告がある）
- ・ 詳細は【資料7：市民活動関連の参加型事業について】参照

8．施設づくりと管理のためのワークショップ

- ・ 公園や道路づくりへの地域住民の意見反映と住民の手による自主管理を目的として、ワークショップを実施しており、施設づくりにおける参加の手法として定着している。
- ・ 総合計画に基づき予算化（特に条例等の位置付けなし）
- ・ 公園づくりワークショップ（6箇所）

- なかよし公園（6.12～8.4） 新生どんぐり公園（8.9～9.9）
- 南林間中央公園（8.10～9.9） 下福田南なかよし公園（10.7～11.3）
- （仮）桜森三丁目公園（12.7～13.2） ライラック通り防災公園（12～）
- ・道路づくりワークショップ（2箇所）
- つきみ野歩道整備（10年度） 桜森プロムナード整備（12.13年度）

活動、交流の場

9. 主な市民活動関連施設

- ・市内の主な市民活動関連施設としては、コミュニティセンター（20館）、学習センター（5館）、青少年センター、勤労福祉会館、ボランティアセンター（社会福祉協議会）がある。
- ・NPO サポートセンター等の施設はない。
- ・詳細は、【資料8：活動場所の情報について（ホームページ資料）】参照

補助金

10. NPO 関連補助金

- ・補助金は、補助金交付規則を基本として、各所管課で交付要綱等を定めて支出している。
 - ・13年度の補助金総額は、173事業、19億3百万円。NPO と直接関係がある補助金は、NPO 法人支援パイロット事業（80万円）だが、全体をNPO との関連性から分類すると次のとおり。詳細は、【資料9：NPO 関連補助金について】参照
- | | | |
|--------------------|--------|----------------|
| 1. NPO と関連がある補助金 | ： 41事業 | 111,812千円（8%） |
| 2. 財団法人、社団法人等への補助金 | ： 13事業 | 421,204千円（22%） |
| 3. 施設関連等補助金 | ： 24事業 | 618,153千円（32%） |
| 4. その他補助金 | ： 95事業 | 752,161千円（37%） |

後援、共催

11. 後援、共催

- ・後援については、【資料10：大和市の後援名義使用に関する要綱】（H4.7施行）により、団体からの申請に基づき、担当課が個別に対応しており（所管が明確でない場合は秘書広報課）全体の状況は把握できていない。
- ・共催についても担当課の個別対応のため、全体の状況は把握できていない。

活動中の事故に対する保険制度

12. ボランティア保険

- ・ ボランティア活動や非営利活動を対象に、活動者のケガや賠償責任を保障する制度として平成元年から実施
- ・ 「大和市奉仕活動指導者等災害保障保険制度実施要綱」により実施
- ・ 事前の登録、申し込み、保険料の支払いは必要なく（大和市長名で一括契約）、事故が起きた場合に市へ連絡

13. 市主催事業災害補償保険

- ・ 市が主催する事業への参加者の事故等を保障する制度。市民が安心して事業に参加できるように、個別に担当課で対応していたものを統合し、12年度から統一的な制度として創設
- ・ 「大和市主催事業災害補償保険実施要綱」により実施
- ・ ケガと賠償責任に加えて、参加者の特定疾病（心疾患、脳疾患、食中毒）にも対応した全国初の制度

NPO 法人への支援

14. NPO 法人支援パイロット事業

- ・ NPO 法人の活動基盤強化を目的として、協働ルール構築のテスト事例として12年11月から実施。事業期間は（仮称）市民活動推進条例施行年度末までの時限性
- ・ 「NPO 法人支援パイロット事業に関する基本要綱」「大和市保健及び福祉事業に関するNPO 法人支援パイロット事業実施要綱」により実施
- ・ 支援事業の内容
 - * リフト付車両の駐車スペース、福祉機材等の保管スペースの提供（12.12～）
 - * パイロット事業補助金：13年度予算80万円
 - * 業務委託予定：

エコライフ実践事業のコーディネート業務を委託 13年度予算130万円